

# 石川県公報

平成 28 年 4 月 1 日

第 1 2 8 8 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

<b>告 示</b>			
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	11
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	4	○県道の供用の開始 (同)	11
○歳入の収納事務の委託 (税務課)	6	○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	12
○石川県文化財保存修復工房に係る事業所を設置する告示の廃止 (文化振興課)	7	○景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	13
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関の指定の解除 (地域医療推進室)	7	○景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	13
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	<b>公 告</b>	
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	14
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (同)	7	○平成28年度調理師試験公告 (健康推進課)	16
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	8	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	16
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	8	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	17
○青少年に有害な図書等を審査する団体の指定 (同)	9	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
○公有水面埋立て工事の竣功の認可 (水産課)	9	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
○平成28年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (監理課)	10	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	18
		○入札公告 (警察本部)	18
		<b>公安委員会</b>	
		○少年指導委員の委嘱	20
		<b>正 誤</b>	
		○平成27. 3. 27第12785号中	21

## 告 示

### 石川県告示第182号

平成28年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第2号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

#### 2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

#### 3 申請の方法

##### (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成28年4月1日から(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

〃 〃 リ 43番 1	8号
〃 〃 五 壱86番 2	9号
〃 〃 〃 79番 2	10号
〃 〃 リ 41番	11号
〃 〃 〃 36番 2	12号
〃 〃 〃 35番	13号
〃 〃 〃 29番 1	14号
〃 〃 〃 30番 2	15号
〃 〃 〃 20番 1	16号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。)

### 3 笠師1号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次直線で結んだ線並びに標柱3号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱3号から標柱7号までを順次直線で結んだ線並びに標柱7号及び標柱3号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
七尾市中島町笠師ニ143番 7	1号
〃 〃 式14番甲	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 〃	4号
〃 〃 〃 17番 1	5号
〃 〃 壱 2番 1	6号
〃 〃 式17番 1	7号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第198号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成28年10月1日から施行する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称  
羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域

道 路 名	区 間	区域(道路境界線から)
一般国道249号	羽咋郡志賀町甘田口30番6地先から 羽咋市柳田町69字13番1地先まで	両側100メートル以内

## 石川県告示第199号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、平成28年石川県告示第198号(以下「告示」という。)により指定した羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成28年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

羽咋等国道249号沿線景観保全型広告整備地区は、世界農業遺産に認定された能登地域の玄関口として重要な位置にあり、また、沿線地域では、海岸線、気多大社などの自然や歴史・文化的な景観と里山里海の集落が織りなす優れた景観のなかで、地域の営みが引き継がれている。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

## 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <p>1 15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として3色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <p>1 1面の表示面積は3平方メートル以内とし、表示面積の合計は6平方メートル以内とすること。</p> <p>2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</p> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

---

公 告

---

## 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成28年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

モニタリングポスト 45台

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限